

育児休業愛称募集要項

1 趣旨・目的

令和4年4月から、改正「育児・介護休業法」が段階的に施行され、有期雇用における取得要件の緩和や産後パパ育休制度の導入など、法制度の面では、育児休業を取得しやすい環境整備が進められています。

しかしながら、職場の理解が得づらいことやキャリア形成への不安などから、育児休業取得に躊躇する人が未だに多く、育児休業取得率は男性 12.65%・女性 81.6%となっています（いずれも厚労省「令和2年度雇用均等基本調査」より）。

子供を産み育てやすい社会、子供の笑顔にあふれる社会を実現するためには、男女を問わず、望む人にとって、誰もが育休を取得しやすい社会の機運を醸成し、無理なく子育てと両立できる働き方を可能とすることが重要です。

そのためには、「育児休業」を「仕事を休む期間」と捉えるのではなく、「社会の宝である子供を育む期間」であり、「子が親とともに過ごす大切な期間」と考える社会のマインドチェンジが必要です。

このことから、東京都では、「育児休業」のイメージを一新する新たな「愛称」を募集します。年齢を問わず、どなたでも応募可能です。子育てに奮闘する（した経験のある）パパママから、従業員を守る経営者の視点から、子供を持つことに期待・不安を感じる若者から、未来の東京に期待する子供から、様々な思いの詰まった「愛称」のご応募をお待ちしています。

2 募集内容

(1) テーマ

育児休業を取得しやすい社会に向けたメッセージを分かりやすく表現したネーミング

(2) 募集期間

令和4年4月28日（木曜日）から令和4年5月30日（月曜日）17時00分まで

(3) 応募資格

どなたでも応募できます。（複数応募可）

(4) 応募方法

専用の応募フォームに必要項目を入力の上、送信してください。

3 選考及び発表

有識者等による審査を行い、後日発表します。（採用された方には、別途ご連絡します。）

4 その他

- (1) 採用された方には、感謝状及び記念品を贈呈します。
- (2) 採用した愛称は、東京都が行う普及啓発やキャンペーンに活用させていただきます。
- (3) 採用した愛称の著作権は、東京都に帰属するものとします。
- (4) 採用に当たり、東京都がご応募いただいた愛称を補作・変更することがあります。
- (5) ご応募いただいた方の個人情報は、東京都個人情報の保護に関する条例等に基づき適正に管理します。
- (6) 選考結果や評価等に対する個別の回答はいたしかねます。
- (7) 応募は、未発表のオリジナル作品に限ります。
- (8) 応募の際に虚偽の内容を申請した場合、その他の個人情報等を不正に使用した場合、応募を無効とする場合があります。

5 問合せ先

東京都こどもスマイルムーブメント事務局

電話番号：①080-4600-6471 ②090-9823-4084（電話受付 平日9時00分～17時00分）

メールアドレス：kodomosmile_contact@tohatsu.co.jp